

統計法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）（抄）

		改 正 案			
				現 行	
		別表第一（第四条関係）			
	<p>（公的統計の作成主体となるべき法人）</p> <p>第一条 統計法（以下「法」という。）第二条第一項第二号の政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、原子力損害賠償支援機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、放送大学学園及び預金保険機構とする。</p>				
<p>（公的統計の作成主体となるべき法人）</p> <p>第一条 統計法（以下「法」という。）第二条第一項第一号の政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、放送大学学園及び預金保険機構とする。</p>					

幹統計する基にすることを明らかにする物価を別等の形態の事業所域別、									
事務に関する事務者に報告義									
調査票の配布、取集、審査等に関する事務									
五 この項第四欄第 六号に規定する調 査票の審査及び第 二号に規定する調	四 市町村長に対す る第二号に規定す る調査票の送付に 関する事務	三 前号に規定する 調査票の取集に關 する事務	二 総務省令で定める 金の調査に係るも のに限る。)の配 布に関する事務	一 二調査票(前号の 商品又はサービス の販売価格又は料 金の調査に係るも のに限る。)の配 布に関する事務	六 前号の総務省令 で定める商品又は サービスの販売価 格又は料金の調査 の実施及び当該調 査の結果に基づく 二号に規定する調 査票の作成に關す る事務	五 町村長が調査す き商品又はサービ スの販売価格又は 料金として総務省 令で定めるものに 調査に係るものに 限る。)の選定に 関する事務	五 報告義務者(市 町村長が調査す き商品又はサービ スの販売価格又は 料金として総務省 令で定めるものに 調査に係るものに 限る。)の選定に 関する事務	五 町村長が調査す き商品又はサービ スの販売価格又は 料金として総務省 令で定めるものに 調査に係るものに 限る。)の選定に 関する事務	五 報告義務者(市 町村長が調査す き商品又はサービ スの販売価格又は 料金として総務省 令で定めるものに 調査に係るものに 限る。)の選定に 関する事務
九 対する第六号及び 都道府県知事に	八 この項第三欄第 二号に規定する調 査票への必要な事 項の記入に關する 事務	七 この項第三欄第 二号に規定する調 査票の審査に關す る事務	六 前号の総務省令 で定める商品又は サービスの販売価 格又は料金の調査 の実施及び当該調 査の結果に基づく 二号に規定する調 査票の作成に關す る事務	五 町村長が調査す き商品又はサービ スの販売価格又は 料金として総務省 令で定めるものに 調査に係るものに 限る。)の選定に 関する事務	五 町村長が調査す き商品又はサービ スの販売価格又は 料金として総務省 令で定めるものに 調査に係るものに 限る。)の選定に 関する事務	五 町村長が調査す き商品又はサービ スの販売価格又は 料金として総務省 令で定めるものに 調査に係るものに 限る。)の選定に 関する事務	五 町村長が調査す き商品又はサービ スの販売価格又は 料金として総務省 令で定めるものに 調査に係るものに 限る。)の選定に 関する事務	五 町村長が調査す き商品又はサービ スの販売価格又は 料金として総務省 令で定めるものに 調査に係るものに 限る。)の選定に 関する事務	五 町村長が調査す き商品又はサービ スの販売価格又は 料金として総務省 令で定めるものに 調査に係るものに 限る。)の選定に 関する事務

関する事務 関係書類の提出に する調査票その他	十二 総務大臣に対 する調査票その他の 事務の実施状況そ の他必要な事項の 報告に関する事務	十一 総務大臣に対 する調査票に関する 事務	十 市町村長の行う 調査に関する事務 の実施状況の把握 に関する事務	九 都道府県の区域 における調査の広 報に関する事務	八 市町村長に対す る調査票の用紙そ の他調査のために 必要な物品の送付 に関する事務	七 総務大臣、他の 都道府県知事及び 市町村長との連絡 に関する事務	六 前号に規定する 調査票への必要な 事項の記入に関す る事務	この項第三欄第 二号に規定する調 査票の送付に関する 事務
類の作成及び保管 する事務に関する 事務に	十五 務務の送付に に対する関係書類 前各号に掲げ	十四 都道府県知事 事務	十三 都道府県知事 に対する調査に關 する事務の実施状 況その他の必要な 事項の報告に関する 事務	十二 市町村の区域 における調査の広 報に関する事務	十一 統計調査員に 送付に関する事務	十 都道府県知事 及び他の市町村長と の連絡に関する事 務		

別表第二（第四条関係）									
基幹統計									
都道府県知事が行う事務									
区分	事務の区分	(略)							
その他の業務	明瞭かにする事務								
五 総務大臣及び他の都道府県知事との連絡	明瞭かにする事務								

別表第一（第四条関係）									
基幹統計									
都道府県知事が行う事務									
区分	事務の区分	(略)							
その他	明瞭かにする事務								
五 総務大臣及び他の都道府県知事との連絡	明瞭かにする事務								

長に含まれないものとし、特別区の区域における同項第四欄第二号から第五号まで及び第十四号（同欄第二号から第五号までに係る部分に限る。）に掲げる事務については、東京都知事が行うものとする。

長に含まれないものとし、特別区の区域における同項第四欄第二号から第五号まで及び第十四号（同欄第二号から第五号までに係る部分に限る。）に掲げる事務については、東京都知事が行うものとする。

ことを 目的と する基 幹統計	の事務	絡に関する事務 調査の広報に関する事務 総務大臣に対する調査に関する事務の 実施状況その他必要な事項の報告に関する事務
(略)	(略)	八 総務大臣に対する第四号に規定する調査票その他関係書類の提出に関する事務 九 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

ことを 目的と する基 幹統計	の事務	絡に関する事務 調査の広報に関する事務 総務大臣に対する調査に関する事務の 実施状況その他必要な事項の報告に関する事務
(略)	(略)	八 総務大臣に対する第四号に規定する調査票その他関係書類の提出に関する事務 九 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務